

○農林水産省告示第三百六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月十四日農林水産省告示第千五百二十九号（令和八年産の春植えばれいしよ、スイートコーン、かぼちや及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後       |     |  |  |  | 改 正 前 |  |  |  |                     |        |
|-------------|-----|--|--|--|-------|--|--|--|---------------------|--------|
| 都道府県名       | 北海道 |  |  |  |       |  |  |  | 左に掲げる金額が<br>適用となる地域 |        |
| 共済目的の<br>種類 | 区分  | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |  |  |       |  |  |  | 左に掲げる金額が<br>適用となる地域 |        |
| ばれいしょ       | 1 類 | 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)<br>第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、<br>うち課税対象農業者に係るもの<br><u>25,290円</u> <u>22,760円</u> <u>20,230円</u> <u>17,700円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>うち免税対象農業者に係るもの<br><u>25,820円</u> <u>23,240円</u> <u>20,660円</u> <u>18,070円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 )   |  |  |       |  |  |  |                     | 北海道の区域 |
|             | 2 類 | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
|             | 3 類 | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
|             | 4 類 | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
|             | 9 類 | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、<br>うち課税対象農業者に係るもの<br><u>25,290円</u> <u>22,760円</u> <u>20,230円</u> <u>17,700円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>うち免税対象農業者に係るもの<br><u>25,820円</u> <u>23,240円</u> <u>20,660円</u> <u>18,070円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 )<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円 |  |  |       |  |  |  |                     | 北海道の区域 |
| (略)         | (略) | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
| 備考：(略)      |     |  |  |  |       |  |  |  |                     |        |
| ばれいしょ       | 1 類 | 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)<br>第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であつて、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、<br>うち課税対象農業者に係るもの<br><u>25,110円</u> <u>22,600円</u> <u>20,090円</u> <u>17,580円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>うち免税対象農業者に係るもの<br><u>25,620円</u> <u>23,060円</u> <u>20,500円</u> <u>17,930円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 )   |  |  |       |  |  |  |                     | 北海道の区域 |
|             | 2 類 | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
|             | 3 類 | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
|             | 4 類 | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
|             | 9 類 | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、<br>うち課税対象農業者に係るもの<br><u>25,110円</u> <u>22,600円</u> <u>20,090円</u> <u>17,580円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>うち免税対象農業者に係るもの<br><u>25,620円</u> <u>23,060円</u> <u>20,500円</u> <u>17,930円</u> 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 )<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円 |  |  |       |  |  |  |                     | 北海道の区域 |
| (略)         | (略) | (略)  |  |  |       |  |  |  | (略)                 |        |
| 備考：(略)      |     |  |  |  |       |  |  |  |                     |        |

(参考)  
溶け込み版

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 北海道 |  |          |          |                 |         |   |        |
|---------|-----|--|----------|----------|-----------------|---------|---|--------|
| 共済目的の種類 | 区分  | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |          |          | 左に掲げる金額が適用となる地域 |         |   |        |
| ばれいしょ   | 1 類 | 17,260円  | 15,530円  | 13,810円  | 12,080円         | 10,360円 | <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの<br/>25,290円 22,760円 20,230円 17,700円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの<br/>25,820円 23,240円 20,660円 18,070円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 )</p> |        |
|         | 2 類 | 35,900円  | 32,310円  | 28,720円  | 25,130円         | 21,540円 |   | 北海道の区域 |
|         | 3 類 | 68,300円  | 61,470円  | 54,640円  | 47,810円         | 40,980円 |   | 北海道の区域 |
|         | 4 類 | 54,080円  | 48,670円  | 43,260円  | 37,860円         | 32,450円 |   | 北海道の区域 |
|         | 9 類 | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、<br>うち課税対象農業者に係るもの<br>25,290円 22,760円 20,230円 17,700円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>うち免税対象農業者に係るもの<br>25,820円 23,240円 20,660円 18,070円 17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円 )<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円 | 北海道の区域   |          |                 |         |   |        |
| スイートコーン | 1 類 | 34,290円  | 30,860円  | 27,430円  | 24,000円         | 20,570円 | 北海道の区域  |        |
|         | 2 類 | 154,670円   | 139,200円 | 123,740円 | 108,270円        | 92,800円 | 北海道の区域  |        |
|         | 3 類 | 食品加工用であるスイートコーン<br>34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円<br>食品加工用以外の用途であるスイートコーン<br>154,670円 139,200円 123,740円 108,270円 92,800円  | 北海道の区域   |          |                 |         |   |        |
| かぼちゃ    |     | 107,800円   | 97,020円  | 86,240円  | 75,460円         | 64,680円 | 北海道の区域  |        |

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 宮城県          |  |         |         |         |         |                 |
|---------|--------------|--|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |         |         |         |         | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 2 類          | 45,000円  | 40,500円 | 36,000円 | 31,500円 | 27,000円 | 宮城県の区域          |
|         | 4 類          | 88,000円  | 79,200円 | 70,400円 | 61,600円 | 52,800円 | 宮城県の区域          |
|         | 9 類          | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>45,000円 40,500円 36,000円 31,500円 27,000円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>88,000円 79,200円 70,400円 61,600円 52,800円 |         |         |         |         | 宮城県の区域          |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円   | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 1,550円  | 宮城県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円   | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 宮城県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円   | 2,960円  | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 宮城県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 山形県          |                         |        |        |        |        |                 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |        |        |        |        | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円                  | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 1,550円 | 山形県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円                  | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 山形県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円                  | 2,960円 | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 山形県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 福島県          |  |         |         |         |         |                 |
|---------|--------------|--|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |         |         |         |         | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 2 類          | 49,240円  | 44,320円 | 39,390円 | 34,470円 | 29,540円 | 福島県の区域          |
|         | 4 類          | 79,380円  | 71,440円 | 63,500円 | 55,570円 | 47,630円 | 福島県の区域          |
|         | 9 類          | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>49,240円 44,320円 39,390円 34,470円 29,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>79,380円 71,440円 63,500円 55,570円 47,630円 |         |         |         |         | 福島県の区域          |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円   | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 1,550円  | 福島県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円   | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 福島県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円   | 2,960円  | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 福島県の区域          |

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収穫量（同項第1号の基準収穫量の算定の基礎とされた収穫量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収穫量の割合（以下「種繭収穫量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収穫量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収穫量割合が70パーセント以上の者

備考：

- 1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- 2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 茨城県 |  |          |          |          |          |                     |
|---------|-----|--|----------|----------|----------|----------|---------------------|
| 共済目的の種類 | 区分  | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |          |          |          |          | 左に掲げる金額が<br>適用となる地域 |
| スイートコーン | 2 類 | 194,150円   | 174,740円 | 155,320円 | 135,910円 | 116,490円 | 茨城県の区域              |
|         | 3 類 | 食品加工用であるスイートコーン<br>34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円<br>食品加工用以外の用途であるスイートコーン<br>194,150円 174,740円 155,320円 135,910円 116,490円 |          |          |          |          | 茨城県の区域              |
| かぼちゃ    |     | 219,000円   | 197,100円 | 175,200円 | 153,300円 | 131,400円 | 茨城県の区域              |

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 栃木県          |                         |        |        |        |        |                 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |        |        |        |        | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円                  | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 1,550円 | 栃木県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円                  | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 栃木県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円                  | 2,960円 | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 栃木県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 群馬県          |                         |        |        |        |        |                 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |        |        |        |        | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円                  | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 1,550円 | 群馬県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円                  | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 群馬県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円                  | 2,960円 | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 群馬県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 埼玉県          |  |          |          |          |          |                 |
|---------|--------------|--|----------|----------|----------|----------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |          |          |          |          | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| スイートコーン | 2 類          | 258,190円   | 232,370円 | 206,550円 | 180,730円 | 154,910円 | 埼玉県の区域          |
|         | 3 類          | 食品加工用であるスイートコーン<br>34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円<br>食品加工用以外の用途であるスイートコーン<br>258,190円 232,370円 206,550円 180,730円 154,910円 |          |          |          |          | 埼玉県の区域          |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円   | 2,320円   | 2,060円   | 1,810円   | 1,550円   | 埼玉県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円   | 2,580円   | 2,320円   | 2,060円   | 1,810円   | 埼玉県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円   | 2,960円   | 2,580円   | 2,320円   | 2,060円   | 埼玉県の区域          |

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 千葉県          |                         |        |        |        |        |                 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |        |        |        |        | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円                  | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 1,550円 | 千葉県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円                  | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 千葉県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円                  | 2,960円 | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 千葉県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 東京都 |  |          |          |          |         |                 |
|---------|-----|--|----------|----------|----------|---------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分  | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |          |          |          |         | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 1 類 | 17,260円  | 15,530円  | 13,810円  | 12,080円  | 10,360円 | 東京都の区域          |
|         | 2 類 | 35,900円  | 32,310円  | 28,720円  | 25,130円  | 21,540円 | 東京都の区域          |
|         | 3 類 | 68,300円  | 61,470円  | 54,640円  | 47,810円  | 40,980円 | 東京都の区域          |
|         | 4 類 | 54,080円  | 48,670円  | 43,260円  | 37,860円  | 32,450円 | 東京都の区域          |
|         | 9 類 | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円 |          |          |          |         | 東京都の区域          |
| スイートコーン | 1 類 | 34,290円  | 30,860円  | 27,430円  | 24,000円  | 20,570円 | 東京都の区域          |
|         | 2 類 | 154,670円   | 139,200円 | 123,740円 | 108,270円 | 92,800円 | 東京都の区域          |
|         | 3 類 | 食品加工用であるスイートコーン<br>34,290円 30,860円 27,430円 24,000円 20,570円<br>食品加工用以外の用途であるスイートコーン<br>154,670円 139,200円 123,740円 108,270円 92,800円  |          |          |          |         | 東京都の区域          |
| かぼちゃ    |     | 107,800円   | 97,020円  | 86,240円  | 75,460円  | 64,680円 | 東京都の区域          |

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 長野県          |   |         |         |         |         |                 |
|---------|--------------|---|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲   |         |         |         |         | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 3 類          | 75,900円   | 68,310円 | 60,720円 | 53,130円 | 45,540円 | 長野県の区域          |
|         | 4 類          | 106,160円  | 95,540円 | 84,930円 | 74,310円 | 63,700円 | 長野県の区域          |
|         | 9 類          | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>75,900円 68,310円 60,720円 53,130円 45,540円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>106,160円 95,540円 84,930円 74,310円 63,700円 |         |         |         |         | 長野県の区域          |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 1,550円  | 長野県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円  | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 長野県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円  | 2,960円  | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 長野県の区域          |

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収穫量（同項第1号の基準収穫量の算定の基礎とされた収穫量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収穫量の割合（以下「種繭収穫量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収穫量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収穫量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 岐阜県          |                         |        |        |        |        |                 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |        |        |        |        | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円                  | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 1,550円 | 岐阜県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円                  | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 岐阜県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円                  | 2,960円 | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 岐阜県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 愛媛県          |                         |        |        |        |        |                 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |        |        |        |        | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円                  | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 1,550円 | 愛媛県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円                  | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 1,810円 | 愛媛県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円                  | 2,960円 | 2,580円 | 2,320円 | 2,060円 | 愛媛県の区域          |

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 長崎県 |   |          |          |          |          |                     |
|---------|-----|---|----------|----------|----------|----------|---------------------|
| 共済目的の種類 | 区分  | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲   |          |          |          |          | 左に掲げる金額が<br>適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 3 類 | 197,810円  | 178,030円 | 158,250円 | 138,470円 | 118,690円 | 長崎県の区域              |
|         | 9 類 | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>35,900円 32,310円 28,720円 25,130円 21,540円<br>春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>197,810円 178,030円 158,250円 138,470円 118,690円<br>春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>148,420円 133,580円 118,740円 103,890円 89,050円 |          |          |          |          | 長崎県の区域              |

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 熊本県          |  |         |         |         |         |                 |
|---------|--------------|--|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 共済目的の種類 | 区分           | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |         |         |         |         | 左に掲げる金額が適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 3 類          | 86,430円  | 77,790円 | 69,140円 | 60,500円 | 51,860円 | 熊本県の区域          |
|         | 9 類          | 春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円<br>春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>39,010円 35,110円 31,210円 27,310円 23,410円<br>春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ<br>86,430円 77,790円 69,140円 60,500円 51,860円<br>春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>54,080円 48,670円 43,260円 37,860円 32,450円 |         |         |         |         | 熊本県の区域          |
| 蚕繭      | 別記の第一区分に掲げる者 | 2,580円   | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 1,550円  | 熊本県の区域          |
|         | 別記の第二区分に掲げる者 | 2,960円   | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 1,810円  | 熊本県の区域          |
|         | 別記の第三区分に掲げる者 | 3,350円   | 2,960円  | 2,580円  | 2,320円  | 2,060円  | 熊本県の区域          |

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収穫量（同項第1号の基準収穫量の算定の基礎とされた収穫量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収穫量の割合（以下「種繭収穫量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収穫量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収穫量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 宮崎県 |                         |          |          |          |          |                     |
|---------|-----|-------------------------|----------|----------|----------|----------|---------------------|
| 共済目的の種類 | 区分  | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲 |          |          |          |          | 左に掲げる金額が<br>適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 2 類 | 60,480円                 | 54,430円  | 48,380円  | 42,340円  | 36,290円  | 宮崎県の区域              |
| スイートコーン | 2 類 | 328,410円                | 295,570円 | 262,730円 | 229,890円 | 197,050円 | 宮崎県の区域              |

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

| 都道府県名   | 鹿児島県 |  |          |          |          |          |                     |
|---------|------|--|----------|----------|----------|----------|---------------------|
| 共済目的の種類 | 区分   | 単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲  |          |          |          |          | 左に掲げる金額が<br>適用となる地域 |
| ばれいしょ   | 2 類  | 62,090円  | 55,880円  | 49,670円  | 43,460円  | 37,250円  | 鹿児島県の区域             |
|         | 4 類  | 173,490円   | 156,140円 | 138,790円 | 121,440円 | 104,090円 | 鹿児島県の区域             |
|         | 9 類  | 春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ<br>17,260円 15,530円 13,810円 12,080円 10,360円                      |          |          |          |          | 鹿児島県の区域             |
|         |      | 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ<br>62,090円 55,880円 49,670円 43,460円 37,250円                       |          |          |          |          |                     |
|         | 9 類  | 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ<br>68,300円 61,470円 54,640円 47,810円 40,980円                         |          |          |          |          | 鹿児島県の区域             |
|         |      | 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ<br>173,490円 156,140円 138,790円 121,440円 104,090円 |          |          |          |          |                     |

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。